世界のあしたが見えるまち。TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日：令和６年（2024年）８月20日（火）
発信元：つくば市　建設部　道路管理課

□取材依頼　□周知依頼　□募集告知　■その他

道路使用届及び道路占用許可の不適切な事務取扱いについて

つくば駅周辺のペデストリアンデッキで実施されているにぎわい創出のためのイベント等に関する道路使用届及び道路占用許可の一部に、以下の不適切な事務取扱いがありました。

【不適切な事務取扱い】

①道路使用届

平成27年度から令和4年度において、中心市街地のにぎわい創出の実証実験案件と誤認し、本来受付すべきでない届出を受領していた。（文書保存期間が過ぎているため件数不明）

②道路占用許可

令和４年度から令和５年度において、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い（コロナ特例）」について、制度の解釈を誤り、同特例を根拠に許可していた（７事案）。

【再発防止策】

事務取扱いについて、改めて関係法令を確認・順守し、再発防止に努めます。

【今後の事務取扱いについて】

つくば市では官民協動により、中心市街地の活性化に向けた取り組みを行っています。にぎわい創出のため、ペデストリアンデッキの一部区間において「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度を導入し、オープンカフェや露店等の設置に係る占用許可基準を一部緩和します。

なお、導入に当たっては、にぎわい空間の創出や、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため関係機関、近隣住民及び店舗等と協議を進めていきます。